

第6章 その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律について

(資料6-1-1参照)

I 経緯等

平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生以降、国際社会においてテロ資金対策が重要な課題となり、我が国も、13年10月30日に「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」(以下「テロ資金供与防止条約」という。)の署名を行い、同条約の早期締結を目指すこととなった。同条約においては、①テロ資金提供・収集行為の犯罪化、②テロ資金の没収及び没収のための凍結、③テロ資金に関する金融機関等の疑わしい取引の報告義務、④金融機関等の顧客等の身元確認義務、⑤金融機関等の取引記録の保存義務等について所要の措置を講ずることとされており、金融庁としては、④・⑤に関して所要の法整備を行うこととなった(注)。そして、関係各方面の意見を踏まえ検討を行い、14年3月12日に「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案」を国会に提出した。同法案は、14年4月11日に衆議院で可決され、同月22日に参議院で可決され、成立した(同月26日公布)。

(注) ①～③に関しては、法務省が提出した「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」、また、④・⑤に関しては、本法律のほか、財務省・経済産業省が提出した「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」により、所要の措置が講じられている。

II 法律の目的

本法律の目的は、金融機関等による顧客等の本人確認及び取引記録の保存に関する措置を定めることにより、①テロ資金供与防止条約の的確な実施を確保することに加え、②捜査機関による資金トレースを可能にし、かつ疑わしい取引の届出の実効性を確保し、テロ資金の提供・マネー・ローンダリングが金融機関等を通じて行われることの防止に資する金融機関等の顧客管理体制の整備の促進を図ることである。

III 法律の概要

1. 本人確認義務、本人確認記録の作成義務等

本法律は、その目的に照らし、テロ資金の提供やマネー・ローンダリングの防止に役立つよう、金融機関等に顧客管理体制の整備を求めるという観点から、金融機関等は、顧客等との間で預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結や、大口の現金取引等の一定の取引を行うに際しては、運転免許証等の公的書類の提示を受ける等の方法により、顧客等の氏名、住居及び生年月日といった本人特定

事項（注）を確認（以下「本人確認」という。）しなければならないとした。また、ペーパーカンパニー対策等の観点から、金融機関等との間で現に取引の任に当たっている自然人（以下「代表者等」という。）と顧客等が異なるときは、顧客等の本人確認に加え、代表者等の本人確認も義務づけることとした。そして、金融機関等は、本人確認を行った場合、直ちに本人確認記録を作成するとともに、口座を閉鎖した日等からこれを7年間保存しなければならないこととした。

更に、本人確認の際に顧客等が本人特定事項を偽った場合、金融機関等は、真実の本人特定事項を把握することができず、金融機関等に本人確認を義務づける趣旨が没却されてしまうことから、金融機関等が本人確認を行う場合、顧客等が虚偽を申し立てることを禁止することとした。

（注）法人の顧客等については、名称及び本店又は主たる事務所の所在地とする。

2. 取引記録の作成義務等

本法律は、その目的に照らし、捜査機関による資金トレースに資するよう、日々の取引における資金移動に関する情報を提供するための顧客管理体制の整備の一環として、金融機関等は、顧客等との間で業務に係る一定の取引を行う場合、少額の取引等を除き、直ちに当該取引の記録を作成するとともに、当該取引の行われた日から7年間保存しなければならないこととした。

3. その他

- （1）郵便貯金、簡易生命保険等、郵政官署の行う金融取引について、これらもテロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるおそれがあるため、本法律の本人確認等の規定を準用することとした。
- （2）金融機関等は、顧客等又は代表者等が取引を行う際に本人確認に応じないときは、当該顧客等がこれに応ずるまでの間、当該取引に係る義務の履行を拒むことができることとした。
- （3）金融機関等による本人確認義務等の的確な履行を確保することにより、本法律の実効性を高めるため、所管行政庁による統一的な監督規定を置くとともに、金融機関等の是正命令違反、虚偽報告、検査忌避等に罰則を課すこととした。また本人確認の際、隠ぺい目的で虚偽の申立てをした顧客等に罰則を課すこととした。

4. 今後の予定

本法律は、公布の日（平成14年4月26日）から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。